

平成28年3月18日

貨物自動車運送事業者 各位

貨物自動車運送事業の安全確保の徹底について

3月17日、広島県東広島市の山陽自動車道の八本松トンネルにおいて、トラックが渋滞中の車両に追突し、2名が死亡し、多数が負傷するという誠に痛ましい事故が発生しました。

輸送の安全の確保は、貨物自動車運送事業者の最大の使命であり、このような事故は国民の生命、身体及び財産を害するとともに、運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾であります。

このため、貨物自動車運送事業の安全運行の確保に万全を期すため、安全対策及び事故防止の徹底をお願いします。

なお、徹底にあたっては特に下記により実施願います。

記

1. 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
 - (1) 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準を遵守すること
 - (2) 確実に点呼を実施し、道路の状況、乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
 - (3) 運行指示書を作成し、適切な指導を行うこと
2. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

担当：自動車技術安全部 保安・環境課 電話：045-211-7256
